

【資料】

〈翻刻〉

真宗大谷派鹿児島別院蔵

琉球国内務省出張所往復書
藩庁往復並心接記綴込（後）

福島栄寿 知名定寛 川邊雄大 長谷暢

凡例

- 一、本翻刻は『真宗総合研究所研究紀要』第三八号掲載「琉球国内務省出張所往復書
藩庁往復並心接記綴込」(前) (リポジトリ) の続編である。
- 一、巻末に全編の注を掲載した。
- 一、漢字表記については、原則として現在通行の印刷字体を用いた。
- 一、本文中の読点、中点は、随時付した。
- 一、原文史料の朱文字は、ゴチック体で記した。
- 一、欄外の文字等は、「」で示し、印は(印・)で示した。
- 一、原文史料の破損等で判読不能箇所は、字数の□で記した。
- 一、本文中の斜線「/」は改行を表す。
- 一、原文史料に記されている頁数は割愛し、史料一件毎に史料番号を付した。

一、合字「伝」はト云、「戔」はトキ、「戔」はトモなどとし、以下これに準じた。

一、誤りと思われる字は、右傍に（ママ）と付すか、正しい字を（〇カ）として示した。

一、適宜、注番号を付し、脚注を記した。また参照注は、《 》で示した。

〔附記〕本「往復書並接綴込」の調査に際しましては、真宗大谷派鹿兒島別院輪番隈部悟氏の御理解と多大なる御協力をおいただきました。合わせて、史料公開にも快諾していただきました。記して感謝の意を表します。なお、本翻刻は、J18K00088による成果の一部である。

【C1①】 第三百二十三号（印・受）

（印・篠原・篠塚・糞輪）（印・並山・金浦・春日）

去ル十一日御届申上置候琉球藩応接／書類中、八月廿二日藩庁委員ト对弁／筆記并ニ木梨氏ヨリ承り候件々別冊之／通りニ御座候、此段上申仕候也／

十一年九月十四日

四級出仕小栗憲一（角印・四級出仕小栗憲一）／

執事／少教正篠原順明殿

【C1②】 天〔松〕十八

廿二日对弁記

警部^宛 本日小栗憲一ノ願ニ依リ、当所ニ於テ对弁セシム、拙者共／行政警察ノ職分ヲ以テ臨鑒スルナリ、左様心得ラレヨ、／

小栗 信徒処分苛酷ト否トノ儀ハ、我教会ト藩庁ト見／込天淵ナレハ、今更ニ喋々セス、之ヲ新聞等ニ公掲シテ／決ヲ興

論ニ取ル儀ハ、先般御照会申置事ナリ、右公掲ハ不苦サルカ、

親里 不苦ナリ、教法ニ起因スルコトナレハ、律條ニモナク、当藩限ノリノ国禁ユヘニ、太政府ニモ關係ナキナリ、

警部 信徒処分トハ何ノ事ナリヤ、

小栗 備ニ当春以来ノ事件ヲ述フ

警部 宗旨ノ儀ハ、元ヨリ大政府ノ関スル処ニ非ス、但シ処分セシトハ、藩王ノ私擅ナリヤ、

親里 如何ニモ藩庁限り処分セシユヘ、太政府ヘ対シテハ即私シノニ処分セシニ相違ナシ、

警部 処分苛酷ト小栗申サル、カラハ、事實ヲ取糺スヘシ、藩王ノ私シニ処分セシ上カラハ、別段達シ方モアルヘシ、左

様心得ラレヨ、

親里 諾

小栗 此一條ハ、已ニ新聞ニ掲ケル上ハ、別ニ尋問ノ廉ナシ、但シ此日政府トハ日本政府ノコトナリヤ、

親里 然リ

小栗 忽見レハ日曼政府ノ事ニモ通ルユヘ問ナリ、此等ノ文字ハ御国体ニモ差響ク事ユヘ、新聞ハサソ喋々イタシ

ノマセヨ、且コノ僅年焼酎ノ罰例ノコトテモ、新聞ニ云ハセタラ、其時節コソ太政府ニ嘆願シ、安南テモ支

那ノニテモ、蒸艦ヲ以テ米ヲ買入レタラハヨシ、何ソ焼酎製造ノ人ヲ苛酷処分スルニ及ハンヤト申シマセフ、ソ

レハ今ノ処論ニ非ス因ニ云ノミ、

小栗 第二信徒処分コト、其犯罪ノ原因ハ田原等口音ノ陳称シテ藩民ヘ聴メタルヨリ起リ、即田原ノ信心ヲ以テ藩民

ヘ授タコトナレハ、コレ寄留藩民関涉ノ事件ナリ、

親里 如何ニモ関涉ノ事件ニハ相違ナケレトモ、藩ニハ禁例アリ太政ノ府ニハ禁例ナシ、依テ藩庁限り処分セシナリ、

小栗 禁例ノ有無ヲ問ハス、只事件ノ関涉ト否トヲ問ノミ、

警部 関涉ノ事件ト知りツ、藩庁限り処分セシヤ、／

親里 然リ／

警部 然ラハ此ハ関涉ノ事件ニ相違ナキ以上ハ、是又別段相達／スル儀アルユヘ、左様心得ラレヨ、／

親里 謹諾／

小栗 全体関涉ノ事件ヲ、出張所ニ於テ取扱フ原因ハ、内／地人ノ口情ヲ予防スル為ナルヘシ、強チニ内務カ権ヲ争／テ

スル事ニ非ルヘシ、今般此関涉ノ事件ヲ藩庁限り／処分セシユヘニ、不一方我教会ノ口情アリ、藩庁ハ此口／情ヲ

イカンカスルヤ、／

親里 内地ノ口情ハ初テ承レリ、然レハ藩庁此上詮議ヲ遂ケ、／尚其筋ニ伺出ルコトニ致スヘシ、／

小栗 サスレハ内地ノ口情アルユヘ、改テ処分シナオシ方ヲ内務ニテ／モ伺出ル積リナリヤ、／

親里 内地教会ノ口情ハ管長ヨリ取締ルハ当然ナリ、藩庁／ハ更ニ関セヌコトナリ、／

小栗 内地ノコトハ構ハス、唯藩庁サヘ快クスレハ宜シキト申スヤ、／

親里 不然／

小栗 然ラハ其内務ヘ伺出ル趣ヲ書面ニ認メ、拙者ヘ遣サハ／夫ヲ以テ教会ヲ説諭スル一廉トスヘシ、此儀イカン、／

親里 然ラハ其儀ニ任セ、明後日マテニ書面ヲ遣スヘシ、／

小栗 又端ヲ改テ真宗禁止ノ初年月日ノコトヲ尋ヌヘシ、藩庁／ニ於テ宮城回禄ニ托シ、薩摩ノ禁例ニ準セサルコト／ト

スレトモ、蓋カノ禁例ニ随フニ似タリ、宮城ノ回禄ハ／何年已前ナリヤ、／

親里 凡三百年前ナリ／

小栗 島津義久ニ降参致タル已前ナリヤ／

親里 然リ／

小栗 然ラハ大ナル相違ナリ、慶長八年浄土宗ノ僧袋中来テ／浄土宗ヲ弘メタルコトアリ、此人ハ報恩寺ニテ留三年、神

ノ道記ヲ作ル人ナリ、慶長十四年ニ至テ、島津入討セリ／是ハ袋中ヨリ六年後ノコトナリ、然レハ袋中ノ時迄ハ新
ニ／宗旨ヲ弘ムルコトハ禁止ナシ、島津已前僅ニ六年間ニ／新ニ宗旨弘メ方ヲ禁止シタルコトトスル主意ナリヤ、
且ツ城ノ宮ノ回祿ハ三百年已前ニシテ袋中来タリタルハ二百七十ノ五六前ナリ、彼是不都合ノ申方ナリ、／

親里 新ニ宗旨弘メ方禁止ノコトハ往古ヨリアルニ相違ナケレトモ、／其時々ノ政治ニヨリテ、人氣混雜サヘナケレハ、

宗旨ヲ弘メ／サセルコトモアリタト見ユル、何分現今ハ真宗来テハ人氣ノ混雜スルユヘ相断ルナリ、／

小栗 夫ナレハ最初藩庁ヨリ大教正宛ノ書面ニ従前ノ言／アレトモ、時トシテハ新ニ宗旨開方ヲ許スコトモアリヤ、／

親里 人氣混雜サヘセ子ハ許可スルコトアルヘシ、夫モ昔ノ事ハ不ノ分明ナリ、／

小栗 袋中来テ開宗スル時ハ国王ノ政善調ヒ、人氣ヲシテ混ノ雜セサラシムルノカラアリタルナラン、今ノ藩政ハ人氣ノ

混ノ雜ヲ取締ルノカラナキニ似スヤ、ソレハステオキ然ラハ現ノ確ノ証ヲ出サン、当藩往時年々ノ宗門改ノ節、村

役ヨリ人民ニノ論ス言ハニ、切支丹宗門ノ儀ハ天下ノ御大禁就中ノ一向宗ノ儀ハ御国元ヨリ御制禁^云トアリ、此

御国ノ元トハ即旧薩摩ノコトナラン、／

親里 切支丹宗門ノ制禁ハ、毎年取調べトモ、一向宗等ノ文言更ニノナシ、／

小栗 夫ハ当地人民ハ皆熟知セシコトナリ、何ニモセヨ歴史ヲ以テノ徴シ口碑ヲ以テ証トシテモ、真宗禁例ハ鹿兒島ニ起

因スルニ相違ナシ、然レトモ藩庁ヨリ如斯申サルハ致方モナシ、ヨテノ止メニイタスヘシ、耳ヲ掩テ鈴ヲヌスム

ニハコマリマス、／

親里 藩政ハ時機ニ応シ制セ子ハナラヌコトナリ、方今真宗ヲノ入テハ人民混雜スルヲ知ルユヘ、未入ノ前ニ防クカ藩政

ノ上ノ策ナリ、／

小栗 従前ハ新ニ浄土宗ヲ弘メテモ人氣混雜セヌ、今ハ真宗ノカ入テハ混雜スルト云ハ、政治ノ届クト不届ニ起因セリ、／

- 親里 忠孝仁義ノ儒道ヨリ外ハ、今ノ人氣ニ向ハヌナリ、／
- 小栗 夫ハ初メ大教正ヨリノ書面ニモ、仁義為先王法為本／トアリ何ノ不可アルヤ／
- 親里 何分真宗カ入りテハ人氣混雜スルユヘ不可ナリ、人氣ノ混雜／ハ政治ノ届カサルヨリ起ルニ非ス、昨年鹿兒島ノ乱アルモ決テ／大政府ノ政事届サルニ非ス、／
- 小栗 太政府文明日新ノ御政体ヲ好マサルヨリ西郷等賊ヲ作ス／ナリ、此御政体ヲ妨ケルモノアレハ忽大兵ヲ以テ鎮圧スルナリ、／今当藩追々文明進歩ノ時ニ際シ、教法自由ノ理モ／開ケルコトヲ欲スルナラハ、宗旨ノ勸善懲惡ヲ誤認シテ混／雜ヲ生スルヤフノ人アラハ、幾重ニモ取締ルコソ政事ノ職分／ナルヘシ／
- 警部 夫ナレハ宗旨ヲ弘ムルヲ、政府ヨリ加勢スル主意ナリヤ、／
- 小栗 御加勢ニハ不及、只教法自由ニ任セ、然リ而メ其政体ヲ／心得ス、混雜スル者アレハ、其混雜ヲ取締ルノミ、／
- 小栗 先剋ヨリ混雜々々ト云ハル、カ、其混雜ノ仕方ハ書面ニ父／ハ儒道子ハ真宗ト云ヨリ生スルコトナリヤ、／
- 親里 然リ／
- 小栗 然ラハ、那覇港今春流罪等ニ処セラレタル人々ハ、皆相仇／視シ、一家不和合ニ至ルヘシ、未其事アルヲキカス、一家已ニ然リ／百家千家亦類知スヘシ、／
- 親里 流刑等ニ処セラレタルハ多分娼家ノ者ニテ、妻子モナク／捨別混雜ニ至ラサル、極下等ノ人ナリ、何分真宗カ入レハ／上等ノ人物ハ關係ナケ子トモ、中等以下ハ大ニ混雜アリ、／
- 小栗 極下等ノ娼家サヘ混雜セサルニ、中等以上ニ豈混雜センヤ、／畢竟設言之ヲ遮スルノミ、／
- 親里 已ニ混雜セル萌シミヘタリ、此機ヲミテ藩庁ヨリ取締リ／タルコトナリ、／
- 小栗 其萌トハ想像論ナリ、已ニ混雜セル確証ナケレハ、信用／シカタシ、強テ論セシテ可ナリ、／
- 親里 強テ御論ニ及フ訳モナシ、／

小栗 真宗ハ王法為本ノ宗義ナリ、然ルニ彼レニ宜シクシテ此ニノ不宜トハ、王ナキノ国ナリヤ、ノ

親里 夫ハ元ヨリ勸懲ナレハ不宜ト云ニ非ス、併シ土地人情ニノ従ヒ、人ニ上中下等ノ差別アリ、此国ハ目今頑固ニシテノ
ノ容易ニハ開化シカタキユヘ、追々学校ヲ設ケ教化スルナリ、ノ

親里 然ラハ人民ノ開化ヲ謀リ、的中スル教法ヲ開ク積リナリヤ、ノ

親里 然リ藩王モ追々文明ニ進ムル積リナリノ

小栗 然ラハ此人民ハ一寸開タユヘ一寸ノ教法ヲ用、一尺開ルユヘ一尺ノ教法ヲ用ユルトスルコ、ロナリ、開化ノ度ヲ
量テ教法ノヲ敷ト云ハ、度ニ随テ教法ノ種類ヲ揀シテ用子ハノラヌトスルヤ、方今我真宗ハ此土地ニ相應的
中スレハコソ、已ニノ辻村其他ノ人民我宗旨ニ入ルモノ、未タ曾テ混雜シタルコトノナシ、一家ヨリ一村一間切ヨ
リ全国モ推知スヘシ、ノ

親里曰 人民十数万ノ中、ノ僅ニ二三ヶ村ノ人民カ混雜セサルヲ以テ推比スヘカラス、ノ

小栗 辻村ノ如キ、我信徒ヲ処分スルユヘ、其結果ノ混雜セサルルヤ否ヤヲノ見ルニ由ナキノミ、藩庁只想像ヲ以テ宗旨
ヲ禁スルノ口実トスルノミ、ノ

親里 辻村ノ混雜セサルハ由アリ、彼等ハ一人ナレハ一人限り、二人ノナレハ二人限り、秘シテ他語セサルユヘ混雜セサ
ルナリ、ノ

小栗 然ラハ混雜ハ決テ我宗門ノ人ヨリ起ルニ非ス、他ノ儒道ノ等ヨリ之ヲ仇視スル等ノコトアルニ依ルト見ヘタリ、ノ
親里 然リ何分ニ派ニナリテハ、混雜ヲ生スルナリ、ノ

小栗 夫ハ先剋ノ藩政ニ関スルコトト見ヘタリ、今更喋々セス、ノ只混雜シタル萌カ見ヘタ斗リテ禁スルナラハ、人ノ手
ヲ掲ルノヲ見テ、彼ハ我ヲ撃ト思ヒタルト同ク、法律上ノ処分トハノ見ヘヌ、藩庁只想像ヲ以テ事ヲ取扱フニ似タ
リ、強ノテ論セスノ

小栗 全体教法ノ性質ハ如何ノ

親里 勸善懲惡ノ事ト見ヘタリ、其性質ハ精ク知ラス、ノ

小栗 教法ノ性質ハ他ニ教ルト自ラ行スルトノ法ナリ、此法ヲノ教ルカ僧侶ノ職分ナリ、其功能ハ勸善懲惡ヨリ外ナシ、ノ此性質ヲ具スルモノナレハ教法自由ト云、勸懲ハ心ニアリテノ法律ノヨク及ホスヘキモノニ非レハナリ、故ニ内務ハ其性質ニノ從ヒ、官許ヲ受ルニ及サルトノ指令アリ、ノ

親里 夫ハ土地人情ニ從ハ子ハ、勸善モ却テ善ノ妨トナル、真宗ノヲ禁スルハ此意ナリ、ノ

小栗 然ラハ内務ノ指令ハ、土地人情ニ從ハセサル指令トスルヤ、ノ

親里 アノ指令ハ内地一般教法自由ノ理ヲ示ス主意ノナリ、強テ当藩ニ指令スルニ非ス、依テアノ御指令ハ琉球ニノ行ケトモ、行カサルトモナク、只ユクナレハユケ、勝手セヨトノ御指令トノ見ヘタリ、ノ

小栗 琉球布教ヲ願出タル願書ヘ、ユケトモユクナトモト云ヤフナノ御指令アル筈ナシ、明ニ官許ヲ受ルニ及ハストアレハ、教法ハノ区域ノ広キモノテ、官ヨリ許不許スヘキモノニ非ストコ、口ヘタリ、ノ

親里 当藩ハ殊ニ頑固ナルユヘ、内地ノ通りニハ參ラス、ノ

小栗 然ラハ内務ノ御指令ハ、此地ニ持テ来レハ不筋トナルヤ、ノ

親里 然リノ

小栗 小政府ノ事情ヲ洞知セサレハ、太政府ノ事務扞格アルノヘシ、当藩ノ事情ヲ知ラスシテ、我願書ニ指令ニナサレノ我輩ヲシテ今日ノ困厄ニ逢ハシムルハ、全ク太政府ハ道按ノ内ヲシテ、面前ニ奔アルヲ知ラサルカ如シ、ソレテハ太政府ノ御指令ノ令ニモ、滅太ニ遵奉サレヌ事カ出来テ、大迷惑ナリ、ノ

親里 太政府ノ御指令ハ一般教法自由ノ理ニヨテ指令セル主ノ意ナリ、是ハ順ノ御指令ト云ヘシ、今当藩ノ如キハ人民ノ混雜ノ萌シアリテ禁スル事ナレハ、コレ變ナリ、變ハ不意ニノ起ルモノナリ、内務省ノ御承知ナキモ、宜ナラス

ヤ、順ヲ以テ／変ヲ詰ルヘカラス、／

小栗 先般大教正ハ書面中、人心ノ両派ヲ恐ル、カ故ニ従前／禁止云トアリ、然レハ藩庁ノ変ハ、不意ニ起ル一時ノ／
変ヲ指スニ非ス、新ニ宗旨ヲ開ケハイツテモ起ル変ナレハ、コレ／變トハ名ケテモ、其本常時ニ此変ヲ起スヘキ性
質ヲ具スルノ事情ナレハ、其事情ヲ知ラサルハ、内務省ノ不明歟、將藩／庁ハ教法ノ性質ヲ体セサルヤ、イカ、／
親里 御指令ニ官許ヲ受ヘキ筋ニ非ストハ、御内地ノ事ナリ、當／藩ハ従前禁止ノ事故ニ、其事ヲ真宗ヨリ道ヲ明ケテ然
／ルヘキ筋ナリ、／

小栗 然ラハ御指令ニ官許ノ官トハ、太政府ニ限ルトスルヤ、又ハ／府藩県何レモ官ト云ヘキヤ、／
親里 官トハ太政府ニ限レリ、／

小栗 然ラハ藩王以下ハ官員ト云ニ非スヤ、官民ト云トキハ如／何カ区分スルヤ、／

親里 藩王以下総テ一般人民ナリ、御一新已来ハ藩庁ハ／官許トハ云ヘカラスルカ／

小栗 然ラハ官トハ太政府ニ限り、當藩ハ官許トハ云ヘカラスルカ／

親里 然リ／

小栗 然ラハ何共申分ナシ、此分ハ内務省ヘ伺出、官許ノ未^手／義ヲ承ルヨリ外ナシ、／

親里 左様、布教ノ儀ハ、當藩ニモ本願寺ヲ願出サ子ハナラヌ筋ニ／コサロウ、／

小栗 先太政府ヘ伺出タ上テ藩ニ願出セト云ハ、其儀ニ致ス／モヨカロウガ、當藩ノ如ク教法ノ性質ヲ知ラサル太政／府

ナレハイカ、ヤ測サレトモ、恐ク藩ノ許否ヲ受ケヨトハ／ヨモ云ハレマシ、／

警部 然ラハ内務ノ指令ニ書面ノ趣聞届トアレハ、至當ト思フヤ／又国禁ト云言ハイカナル言ソ、／

親里 聞届トアレハ穩当ナルヘシ、又国禁ト云ハ藩ノ禁ト云事ノ／仮名ナリ、／

小栗 當藩ヨリ国禁ヲ届ケ置クコトアレハ、我教会ヨリ願書ニ／内務モ不明ノ指令ナカルヘシ、此指令ナクハ、我輩モ布

- ／教セシメサルヘシ、畢竟当藩ヨリ国禁ヲ届ケ置カサルカ／誤リナリ、コノ順序ヲ失シテアルニ非スヤ、／
- 親里 成程コノ順序ハ一失ナリ、併シ右様内務ノ御指令／アラハ、当藩へ御届ケノ上、布教ナサルヘキ順序ナリ、此順序
／ナキハ本願寺ノ越度ナリ、／
- 小栗 内務ノ指令ヲ当藩へ届出ルノ條理ナシ、右指令ニ／官許ヲ受ルニ及ハストアリ、イカンソ藩庁ノ許可ヲ受／ルノ理
アラシヤ、／
- 親里 当藩国禁ノ儀ハ、御承知ノ上ノ事ナルニ、如何ソ届出／サルノ條理アラシヤ、／
- 小栗 国禁ノ事ハ当初承知ナケレハコソ、田原モ来レリ、此地ニハ／掲示モナク、又藩庁ヨリ田原ニ御達モナシ、之ヲ知
ル／ニ由ナシ、／
- 親里 田原君知テ犯シタルニ相違ナキハ、彼ノ信徒ノ口供書ニ／テ明白ナリ、噲ヒ太政府ノ指令アルニモセヨ、一応ノ／
御届アルヘキナリ、左モナク陰密ニ教諭スルハ不條理ナリ、／
- 小栗 教導職ノ本分ハ誰ニテモ教ユルカ職分ナリ、人々各／自ノ望ニ応シ、二人ニテモ三人ニテモ陰ナル屋陋テモ顕／ナ
ル広間テモ随意ナリ、夫ヲ陰謀ナト、云ハイカン、／
- 親里 国禁ヲ知テ犯シタルユヘ陰密ト云ナリ、藩庁ニ届ナ／キユヘ陰密ニ非スシテ何ソ、／
- 小栗 全体説教場ヲ開キ公然布教スルニ当リ、標札ヲ／建テ多人數ヲ集メ鐘ヲ鳴ス等ノ事アレハ、異常ノ／事アルユヘ
ニ、其筋ニ届クルナリ、教導スルヲ届クルニ非ス、例セハ／米商会社ハ官許ヲ受ク可キモノナレトモ、三人五人相
／対シテ米売買ハ官ニ届クルニ及ハヌ、コレ商估ノ職分／ナレハナリ、教導職亦其職分ヲ尽スナリ、豈届ルニ及ハ
／シヤ、／
- 親里 ソレテモ田原氏ノ陰密ニスルハ、信向人ト互ニ陰密ニスル事／已ニ口供ニアリ、是ヲ不條理トスルナリ、／
- 小栗 各自ノ望ニ応シ、夜テモ朝テモ扱ハス、適宣布教スルヲ／指シテ、陰謀トノ悪名ヲ付スルハ、教会ニ於テモ大ニ／

不平ナルヘシ、田原ハ一身ノ名譽ニ関シ、大ニ不平ナリ、コノ陰謀ト云ハ陰ニ謀計ヲ廻ラス姦物ノ事ニテ、甚ノ不祥ノ悪名ナリ、ノ

親里 陰謀トハ陰密ノ事ヲ云迄ニテ、深キ考ナシ、藩吏ノ文ニ熟セサルノ致ストコロユヘ、夫ハ取替イタシタシ、ノ

小栗 右ハ田原ニ取テハ一身ノ大事件、且右書類ハ已ニノ内務ニ届出置ユヘ、御取替ノ順序アルヘキ筋ト被存ノ候ヘハ、何トモ申シカタシ、ノ

親里 田原氏ノ当地ニ来タルヤ、人民共ヨリ国禁ヲ告ケタルハノ必然ナリ、ヨリテ互ニ陰密ニシタコトハ相違ナシ、ノ

警部 陰謀トハ甚タ悪名ナリト知ルヘシ、ノ

小栗 先陰密ノコトハ後ヨリ論スヘシ、当初当藩ヨリ太ノ政府ニ届ケナキハ、藩庁ノ越度ト云ハ異論ナキヤ、ノ

親里 然リノ

小栗 然ラハ其順序ヲ經サルニ、直ニ布教ヲ断ルハ不條理ノナリノ

親里 田原氏此地ニ来テ布教スルニ何ソ秘スルヤノ

小栗 已ニ明治九年十月元教部省ヘ届済、公然管長ノノ命ヲ奉シ来テ布教スルニ当リ、備瀬親雲上曰、一向宗ノ儀ハ御国元ヨリ御制禁ナレトモ、今ヤ薩摩已ニノ廢藩ニナリ、御国元ハナシ、更ニ憚ル処ナシト云ヘリ、ノ此儀ヲ田原ハ信シタルニ依テ、布教スルニ何陰密ト云ヘノケンヤ、藩庁カ知ラサル辺ヨリ、強テ陰密ト名ルニノ似タリ、ノ

親里 夫ハ信徒ノ口供ニ在テ明白ナリ、已ニ陰密シテ藩庁ノニ忍ヒシ事故、此不條理アリ、全体当藩ヨリ太政ノ府ヘ届サルハ輕キ過チナリ、今陰密ニ布教スルハ重ノキ過チナリ、ノ

小栗 太政府ハ届ナキハ先キナリ、本ナリ、届ナキユヘ出張モスルナリ、ノ其後適宜布教スルヲ指シテ過失トスルモ、後ナリ、末ナリ、ノ本ト先キトハ重ナリ、末ト後トハ輕キナリ、可レ知、況ンヤ陰密ニノ非サルヲ、強テ陰密ト名クルヲヤ、喩ヘハ書物嫌ノ親カアルニ、ノ其子ノ性読書ヲ習フヲ愛シテ教ルハ、喩ヒ陰密ニモセヨ、善ノノ陰ナリ、

其例ナレハ陰ト云モ大ナル過チニ非ス、此モ藩庁ハ口供ヲ証トシ、余ハ田原并ニ寄留人ノ語ヲ証トスルナリ、畢
ノ竟水カケ論ナリ、ノ

警部 此日清兩属ノ件ハ如何、ノ

小栗 拙者ハ古ノ琉球ヲ評スル言ハナリ、藩庁ハ現今ノ事ヲ以テ答ルト見ヘタリ、ノ

親里 現今藩王以下挙国人民一般兩属ヲ好ムナリ、ノ

小栗 右ハ御国体ニ関スレハ、今ノ処論ニ非ス、次ニ追啓中宗旨ノ可否ヲ論セスト云ナカラ、禪・真言ハ許シ我宗ヲ拒
ムハ如何、ノ

親里 右ニ宗ハ唯立置迄ナリ、教導ハ許サヌナリ、ノ

小栗 追啓文中願達云ト云ハ真宗ト云ヘトモ身後ノ往生ヲ仏ニ願願達スルノミ何ソ禪・真言ト異ナランノ

親里 真宗ハ教導スルユヘ禁止スルナリノ

小栗 追啓中道ヲ得候存念ニ無之トハ何ト云事ソノ

親里 全ク筆者ノ文ニ拙キユヘ冗言スルナリ、不用ノ文ト御覽被下ヨ、ノ

小栗 宗旨ノ性質ハ勸善懲惡ト知りナカラ、其教導ヲ差留ルハ農民ハ立置トモ、耕耘ハ許サス、商人ハ立置ケト
モ商売ヲ禁スルト、同一一般ナリ、宗門ヲ立置キ乍ラ、教導ヲ許サ、ルハ各自ノ性質ヲ妨害スルニ非スヤ、ノ

親里 何分儒道ノ外ハ教導サセテハ、人民ニ混雜サセル故ニ、禁止スルナリ、ノ

小栗 儒道ノミヲ以テ教化ヲ敷クト云ナカラ、僧侶ニ葬祭祈念セシメノ人民拳テ觀音不動ニ祈願スルハ、儒道ノ教化ト云
ヘカラス、ノ

親里 葬祭祈念等ハ、当藩ニ於テ教化トハ見做サヌ、ノ

小栗 周孔孟子其他儒道ノ君子葬祭ヲ重ニスルハ教化トスル故ナリ、礼記儀礼等ニ葬祭ヲ詳ニスルハ儒道中ノ要ノ義ナ

親里 葬祭祈念等ハ、当藩ニ於テ教化トハ見做サヌ、ノ

小栗 周孔孟子其他儒道ノ君子葬祭ヲ重ニスルハ教化トスル故ナリ、礼記儀礼等ニ葬祭ヲ詳ニスルハ儒道中ノ要ノ義ナ

レハナリ、然ルニ葬祭ヲ儒道ノ教化トセサルハ不都合ナラスヤ、／

親里 当藩ニ於テハ、葬祭ハ教化外ノ物トスル風習ナリ、／

小栗 畢竟古来芥隠・頼重・日秀等諸高僧カ、仏教ヲ説論スル／ヨリ、古ノ国王仏ヲ尊ヒ其法式ヲ以テ葬祭スルニ至ル、コレ古ノ／高僧已ニ説教スルニ非スヤ、／

親里 古ハ説教スル事モアルヘシ、聞クコトモアルヘシ、何分現今ハ儒道外ノ教導カアリテハ、人心両派ニナリテ、混雑スルナリ、／

小栗 現今儒道ヲ以テ教化ヲ敷クノ方法如何、／

親里 村々ニ学校アリテ、読書ヲ授ケ、習字ヲ教ヘ、且前賢ノ孝悌忠／信ヲ志サシムルナリ、鄙カニハ毎月定日ヲ以テ教師ヲ派遣シ、孝／悌ノ道ヲ説聞カシムルナリ、／

小栗 然ラハ学校ニ於テ、算盤習字スルモ教導トスルヤ、／

親里 算ト習字トハ教導ニ非ス、其事ハ当人ノ望ニ任セ、教ユル事モ／アレトモ、学校ノ本務ハ、儒道ヲ以テ教化スル外ナシ、／

小栗 然ラハ文部省ノ管轄スル学校ニ於テ、旧教部省管轄ノ事／業ヲ執ラシムル手段トミヘタリ、即文教混雑スルニ非スヤ、／

親里 当藩ニ於テ、旧教部省所管ノ僧侶等ニハ、教導サセヌ故ニ混／淆セヌナリ、／

小栗 微笑シテ深詰セス、更ニ問フ儒道ヲ以テ教導セハ教法ト名ツク／ヘキヤ、／

親里 然リ、／

小栗 然ラハ真宗ニ於テ孝悌忠信ヲ教ヘ、又真言・禅宗ノ仏前ニ参／詣スル人ノ願達迄ノ通りナレハ、何ノ妨アリテ当藩之ヲ禁スルヤ、／

親里 同シ孝悌忠信ヲ教ヘテモ、真宗カ教ヘル時ハ、真宗ノ教法トナル故ニ、／人心カニ派ニナル故ニ禁止スルナリ、／
小栗 然ラハ真宗ト云名ヲ好マサル迄ナリ、其実孝悌忠信等ヨリ外ナケ／レハ、自然真宗ノ名ヲ隠シテ教導セハ、其実全ク儒道并ニ禪ノ宗等ト異ナラス、／

親里 今俄ニ真宗ノ名ヲ隠シテモ、人民カ承知セヌナリ、／

小栗 名実相違ノ廉未了解セス、／

親里 何分当藩頑固ニシテ真宗カ教導シテハ、忽人民カ混雜スルユ／ヘニ一通リノ條理テハ御合点參ルマシク、畢竟従前
国禁ハ／土地人情ニ適シテ設立スル処ナレハ、何分新ニ宗旨弘メ方ヲ／断ルナリ、／

小栗 條理ヲモ捨テ、名実モ正サス、性質ヲモ問ハス、概シテ新宗ヲ拒／絶スルコ、ロナリヤ、／

親里 国家ノ妨害ヲ醸スト否トニ於テ、国禁ヲ開閉スル事故ニ、一概／ニハ參ラヌナリ、／

小栗 上來対弁ノ條件中、信徒処分ハ更ニ其筋ヘ御申立ノ／件、并ニ国禁ノ儀ヲ太政府ヘ届出サル件、并ニ書面中冗／文
アル件ハ、更ニ書面ヲ以テ御申越ノ儀ハ、前ニ已ニ御決答ノ／如シ、何卒明日中右書面差出呉度ナリ、／

親里 諾、田原ノ当藩ニ届ケナキ事ヲモ記入シテ書面ヲ出スヘシ、／

警部 小栗ニ於テ已ニ対弁ノ條件ハ畢レリヤ、／

小栗 然リ／

警部 然ラハ双方共今暫ク控ヘオレ、追テ御達シ申スコトアリ、／

親里 謹テ承之、／

小栗 又謹諾、／

時午後四時三十分ナリ

更ニ座ヲ改ムル如図／《図③参照》

警部 先剋小栗ト对弁ノ席ニ臨鑿スルハ、行政警察ノ廉ナリ、／今端ヲ改テ推問スルハ、司法警察ノ廉ナリ、左様御心得

／アレ、小栗ト田原トハ原告ノ座ニ就テ、自然推問中前剋／对弁ノ語意ト相違スルコトアラハ、直ニ申出スヘシ、／

警部 前剋对弁中、国権ニ触レル廉々アリ、今推問スヘシ、臨鑿ノ／警察ニ於テ聞捨カタキ廉アリ、依テ司法警察ニ於テ、

推問／スルコトナリ、左様心得ラレヨ、先小栗ヨリ申出タル信徒処分ノ件ハ／如何ナル事実ナリヤ、／

親里 古来当藩制禁スル処ノ宗旨ヲ信スルモノ、流罪罰金申付／即備瀬親雲上ハ八重山島ヘ十年ノ流罪申付、五六名ハ久

／米島ヘ四年ノ流罪申付、外三四五十名ハ罰金壹厘錢／二千枚已下ヲ課出セシメタリ、此中備瀬ハ船中難風ニ逢

／ヒ破船シテ死セリ、其節同乗死スルモノ兩人アリ、／

警部 右ハ前剋小栗对弁中ニ聞置ク通り、寄留民ト藩民ト／関涉セル事件ト承知シ乍ラ、藩王私擅処分セシハ如何／ナル

心得ナリヤ、且ツ明治九年五月大政官ヨリ藩王ヘ達書／中、藩内民刑両事藩庁コレヲ翰訊シ司法^云求刑ス／云ノ

朝旨ハ、イカ、心得ルソヤ、／

内務出張所二

親里 右私擅ノ段ハ、実ニ恐レ入りマシタ事ナリ、／

警部 然ラハ右両條恐入ノ書面ヲ藩王ヨリ差出スヘシ、藩王御／病中ニ付代理主務ノ三司官ニ於テ、申呈スヘシ、／

親里 謹テ承リマシタ、左様ニ申聞ケマセヨウ、／

警部 右藩王ノ書面并ニ信徒処分一件ノ書類正副三通ヲ／添へ、来ル廿四日午前第十時マテ、出張所ヘ差出サレヨ、／

親里 謹テ承リマシタ、／

警部 然ラハ明後廿四日マテニ右書面差出スニ相違ナシト云一扎ヲ／認メ、貴所三名捺印シテ、差出シ置レヨ、／

親里 畏リマシタ、併シ印形持參致シマセヌ、／

警部 拇印ニテ不苦、／

親里 即紙ヲ求メ、右請書ヲ認メ阿波根摩文仁三名拇印シテ／差出シタリ、／

警部 慥ニ落手セリ、然ラハ明後日相違ナキト信シタリ、尚達スルノ事件アリ、暫ク別席ニテ待タレヨ、ノ

親里 諾シテ退席セリ、ノ

午後八時三十分警部ヨリ親里等并ニ小栗等ヲ呼席ノニ就カシム、ノ

警部 本日対弁中ニ承リ置タル廉々、尚推問スヘキ事アレトモ、ノ夜モ深キコトナレハ、追テ相達スル迄、帰宅致スヘ

シ、左様心得ノラレヨ、ノ

親里等
小栗等

一礼シテ退去セリ、ノ

小栗將ニ辞シテ帰宅セント欲ス、木梨ヨリ密ニ論シテ曰、本ノ日巡查ヨリ報知ニヨレハ首里ヨリ数十百人里主所ニ往ノ来スル由、万一變動ノコトアルモ測リカタシ、依テ余カ帰宅ノ節ノ巡查ヲ微服隨行セシムル筈ニ付、同行スヘシ、九時三十分木梨トノ同道シテ帰ル、路傍往々団欒偶語ノ体裁ヲ見ル、尤ノ木梨ハ輿丁ヲ先行セシメ、自分ハ緩歩シテ余ト笑談自ノ若タリ、ノ

翌廿三日、木梨ノ宅ニ至リ、昨日ノ礼ヲ陳シ、且ツ今後ノ処分ノ方ヲ問フ、木梨曰、明日藩庁ヨリ恐入書ノ出ルヲ待チ、直ニ流ノ刑等ヲ免スル様相運ヒ、其上ニテ布教自由ノ件ヲ運フヘシ、ノ

廿四日藩庁ヨリ書面ヲ差出ス処、印章ナキユヘ警ノ部ヨリ返却スルヨシ、其節阿波根曰、藩庁ニ印章ナシ、ノ警部曰、是迄ハ何ノ印章ヲ用ヒタルヤ、阿波根曰、重大事ノ件ハ藩王ノ印ナリ、其他ハ三司官ノ自印ナリ、別ニ藩庁ノノ印章ハナシ、警部曰、然ラハ新ニ印章ヲ刻スヘシ、阿波根然ノラハ明日中ニ彫刻捺印スヘシト、ノ

此事ハ原上警部ヨリ小栗ニ告ル処口ナリ、小栗曰、先般ノ来藩庁ヨリ拙者宛ノ書面中、皆藩庁ノ印章ノヲ捺セリ、即琉球藩印トアルナル印章ナリ、原上曰、夫ハノ不相濟コトナリ、阿波根全ク余等ヲ欺ケリ、後日ノ屹度相糺スヘシ、余曰藩庁ノ我輩ヲ欺クコト是ノ迄数度ナリ、今司法警察ヲ欺カント欲スルモ亦甚ノシキナラスヤ、ノ廿六日、阿波根右書面ヲ持来リ、且ツ藩王ハ病中ニ在テノ謹慎仕リ居リ、右事件ニ関シタル三司官以下、皆進退伺

／書ヲ差出シタリ、／

廿七日、木梨曰、此度ハ実ニ琉球ニ於テハ、一大事件ニシテ、／過日貴君渡海已来、藩庁総掛リニテ昼夜赤心七
トミヘタリ¹⁰／仏国運艦ノ応接、其後松田大丞ノ応接、其次ニ拙者ノ応接、今度本願寺ノ応接ハ、第四ノ大事件ノナ
リ、大教正ノ信徒ヲ愛恤シ、宗門ノ義務ヲ重ンスルノハ感スルニ余リアルコトニシテ、当藩是迄裁判権ヲ私用¹¹／
シ、当内務出張所ニ於テモ、未タ国権ヲ振起スルノ機会ノナキ処、此度貴君ノ応接ヲ好機会トシテ、警部ヲシテ
云ラ達セシムルナリ、実ニ朝廷ニ対シ奉リ、賀スヘキノ義事ト云ヘシ、不日彼対弁ノ趣ヲ以テ追々推問ヲ遂ケ、
／両属ノ名義ヲ消滅シ、藩王ヲ改メ知事ト致スコトモノ速キニ非ルヘシ、／

本

又曰、今般藩王進退伺ヲ差出スユヘニ、一往太政官ニ御指揮ヲ受ケ、而後藩ノ官員ヲ罰シ、而後信徒ノ流刑ヲ
免シ、罰金ヲ返却セシメ、而後教法自由ノ儀ヲ達スヘシ、此順序アルユヘニ、三四十日ノ後ナラテハ、説ノ教ノ
公開ニハ至ルマシク、何分一ヶ月一度ノ便船ユヘニ、急ニ^天埒明兼子ル事ナリ^{①②}、又曰今般如斯大事件ニ推移ルノ
訳ナレハ、追テ真宗ヨリ盛大ニ布教セサレハ貴君ノ尽力モノ無益ニ属スヘク、且ツ拙者ニ於テモ、苦心セシ甲斐モ
ナキ訳ノナレハ、何卒本願寺ヨリ随分見苦シカラサル寺院ヲ創ノ建セラレタシ、小栗曰、当分ハ説教場ヲ立ル積
リ、凡ソ十ノ間四面位ノ堂宇ヲ建ル心得、木梨曰、夫ナレハ善シ、尚ノ私用ナカラ、当冬カ来春ハ、西京ヘ行ク積
リ故ニ、彼ノ枳殻ノ殿拜見ハ叶間敷ヤ、小栗曰、其節ハ御書面ヲ以テノ我大教正ヘ御投アラハ、速ニ弁スヘシ、木
梨喜ンテ諸事ノ大教正ヘ伝言ヲ依頼セリ、小栗諾シテ赤龍ノ便船ニテノ帰京ノ事ヲ告ク、且布教ノ儀伺書ノ事ヲ托
ス、／

廿九日、伺書ニ指令相成リタリ、依テ帰京届ヲ差出スノ此夜木梨来テ深更マテ談話ス、翌三十日昧早木梨ノ氏来テ
余ヲ船場マテ見送リタリノ以上ノ

四級出仕小栗憲一記ノ四等承事三島秀亮写

【C2①】

去十九日附ヲ以藩庁ハ貴殿宛ノ書面中、田原氏陰謀云々之、ノ文言有之右陰謀之字者ノ全ク筆者之写誤ニ有之候間、ノ書面御取替相成度、尚田原氏へハノ直談弁解致置候、右事件ノ藩庁ハ拙者へ内命之義ニ付、ノ此段申進候也ノ

山城筑登之(印・□)

明治十一年ノ八月廿八日

小栗憲一殿

【C2②】天「○此書面ハ△印ノ後ニノ写入スヘシ」

御答書中ニ陰謀ノ二字隱密ト書直シ、別紙ノ之通取換差進候間、原書ハ御差返シ被成度、ノ此段申上候也ノ

明治十一年八月廿六日

琉球藩庁

小栗憲一殿

【C2③】「松十九」ノ天「○」

一昨廿二日内務省御出張所ニ於テ御ノ応接事件ノ内、書面差出候筋御約ノ諾仕置候処、其末御同所ヨリ御達ノ之趣有之、最早書面差出候儀、無益ノニ属シ候間、左様御心得可有之、此段ノ及御通知候也ノ

明治十一年八月廿四日

琉球藩庁

小栗憲一殿

【C301】天「〇」

大谷大教正殿ヨリ藩王病中御見舞／トシテ珍品三種御寄贈、御自分ヨリモ／茗茶六壺進呈御厚志之至被奉／感謝候、仍テ別録両通之通藩王ヨリ／進呈被致候間、御收納大教正へモ／宜御進達被成度、此段御依頼旁／申上候也／

明治十一年八月廿五日

琉球藩庁（角印・琉球藩印）

小栗憲一殿

（貼紙）写入スヘシ

目録

目録

紺地縞細上布 三端

紺地縞細上布

紺縞細上布 三端

洪扇 二握

紬縞 二端

焼酎 一壺

大正教正殿へ

小栗殿へ

○此次ニ礼状ヲ記入スヘシ

【C302】

藩王殿ヨリ大谷大教正へ御返礼トシテ目録一通／箱壺包酎壺一個右昨日御送致相成、正二落／手、早速相届可申上、尚拙者へモ御目録之通物品／御惠贈被成下謹テ奉拝領候條、宜敷御礼詞／御申上被下度奉願候、畢テ拙者今度赤龍丸／便船ニテ帰京仕候條、此段申上候也／

真宗東派本願寺役者

十一年八月廿六日

權大講義小栗憲一

琉球藩庁／御中

【C4①】天「〇」〔松〕廿

昨廿二日藩庁委員卜对弁ノ儀ニ付伺

一 当藩布教之儀兼而内務御本省江相願ノ候処、書面布教ノ儀ハ官許ヲ受ルニ不及筋トノ可心得旨御指令相成、然処当藩尚ノ從前本宗禁止之由主張致シ、官許ヲ受ノケサレハ布教難相成筋ト相見ヘ候、右如何ノ相心得可然哉ノ

一 一昨廿一日御届申上置候書類中、当藩回ノ答書面ニ日政府日本政府ノコトナルヨシト清律云ノ記載有之、右書面諸新聞紙ヘ公掲不苦ノ旨当藩委員決答有之、然ルニ退テ熟案ノ仕候処、右ハ御国權ニ差響キ候儀ト被存候ノ得共、決答之意趣ニ任セ公掲不苦儀ニ候哉ノ

一 同前御届書類中并ニ昨廿二日对弁中、御ノ国權ニ相関シ不申事項ハ、総而諸新聞紙ニノ投記不苦儀ニ候哉、ノ右三件何分之御指令被成下度此段御ノ伺申上候也ノ

真宗東派本願寺役者

明治十一年八月廿三日

權大講義小栗憲一（印・小栗憲一）

内務省御出張所長ノ内務少書記官木梨精一郎殿

【C4②】

(角印・□□所)

第一条

本省指令之通二候事

第二条

掲載不相成候事

第三条

新聞紙掲載スヘキ地方ノ警察官へ届出／指図ヲ受クヘキ事

明治十一年八月廿九日 在琉球藩内務省出張所(角印・在琉球内務省出張所)

【56】

先般権大講義小栗憲一琉球へ被差遣候之際／縷々御照会之趣了承、権大講義ハ頗ル尽力ニテ／益々良民敬慕シテ止サルニ立至候ハ、全ク同職ノ誠ノ心ニ出タリ、往キニ三百六十九人之信徒処刑之儀ハ近頃／藩庁へ推問ニ及ヒ候、明三十日権大講義発程帰ノ京可相成ニ付、詳細ノ件々ハ御聞取可有之卜被存候、／右ハ不取敢御回答旁、此段申進候也／

明治十一年八月廿九日

内務少書記官木梨精一郎

大教正大谷光勝殿

【C6】

内務出張所官員

陸軍中佐兼内務少書記官兼判事

所長木梨精一郎

内務四等属兼判事補

川崎 弼

” 五等属兼判事補

伊藤 忠雄

” 七等属兼判事補

河井 淡

” 十等属

境野 大吉

内務省御用掛

原 澄齋

等外二等

伊藤^泰 訓

等外雇

長野 範亮

警視局

權少警部

原上 肇

警部補

久富鉄太郎

警部補

末弘^(三) 直哉

巡査

二等

蔵重猪之助

”

山本 轟秋

”

岡村 巖松

三等

小館 実一

【C7②】

条約案

- 一 自今琉球藩王殿下真宗東派管／長殿下親睦ヲ表スル為メ、歳首年／賀并ニ慶弔ノ節ハ寄留教導職／自ラ藩庁へ出頭シ、之ヲ弁務スヘシ／
 - 一 寄留教導職へハ説教規則ヲ恪守／セシメ、自然違犯ノ節ハ嚴ニ黜罰ノ／順序ヲ行フヘシ／
 - 一 真宗開教ノ儀ハ藩庁ヨリ人民へ／布達スル事／
但シ当分那覇四ヶ村限り布達可致事／
 - 一 真宗寺院創建ノ節ハ、教導職ヨリ／適宜ノ地所ヲ見立之ヲ藩庁へ稟／申スヘシ、藩庁ハ配意シテ便宜ヲ得セシ／ムヘシ／
 - 一 但シ当分仮説教場ヲ設ケ適宜ノ／家屋ヲ借受ケ度旨、藩庁へ稟／申スレハ、藩庁配意シテ不都合／ナカラシムヘシ／
 - 一 本年二月已来藩庁ニ於テ処分セシ／真宗婦向人民ヲ宥免シ、旧ニ依テ／安堵セシムヘシ／
- 右之條款永久結約之為メ藩庁／委員ト真宗管長委員ト署名銘／印シテ内務出張所ノ一覽ヲ經／互ニ相交付スヘシ／

年 月 日

【C7③】

对弁案

第一

処分苛酷ト否ト人民ノ幸不幸

右ハ輿論公裁ヲ仰クヘキ件ナレハ対弁ヲ断ルノ猶新聞ニ掲載ノ儀ハ御承知ナリヤ／○離年耐ノ日政府トハ日本政
府ノコトナリヤ／國事犯ヲ除ク分

新聞屋ニ論セシメハ一大政府小政府ノ一
一離年耐ノ

第二

内外関渉ノ件 心ノ授受心ヲ罰ス／

一 禁令有無異ナルアルモ関渉ノ事件ナルハ／共許ナリヤ／

一 右関渉事件取扱ノ區別ヲ設ルハ内地人民ノ／不服ニ起因セリ、権ヲ争フニ非ルヘシ、今不服／人内地ニアル(分)源因
異ナレハナリ／

一 源因異ナレハ結果異ナルノコト／

藩民相互ハ内地人ノ口情ナシ／

第三

教法ハ彼ニ宜クシテ此ニ不宜／

内務指令ノ筋ノ弁

教法ノ性質 心ニ属スル勸懲

勸懲ハ現在 賞罰ハ未来

法律ノ性質 形ニ属スル賞罰

賞罰ハ現在 勸懲ハ未来

一 大政府ノ指令ハ筋ヲ得タリ性質ニ叶ヘリ、之ニ反違スルハ不筋ト云ヘシ／

一 王法為本ガ不可ナラハ无王ノ国ナルヘシノ

第四

父ハ儒道ヲ尊ヒノ件ノ

一 人心ハ現ニ觀音ヲ喜ヒ不動ヲ念スル等差ノ別セリ、人人所好異ナリノ

一 大教正ヘ書面中儒道ノ教化ト云ヘトモ現事ト相違セノリ、王様ニハ不似合ナリノ

一 因ニ日清両属ヲ喜フハ現在ノコト歟ノ

我ハ古ノ国風ヲ例スルノミノ

第五

大政府ニ届ナキニ起因スルコトノ

一 順序ヲ經スシテ他ヲ断ルノ理ナシノ

一 田原ハ九年十月元教部省ヘ公然届済ノコトノ

第六

追啓中

一 宗門ノ性質勸懲ナレハ僧侶ハ教導セ子ハナラヌ物ノ体ナリ、依テ教導職ト云ノ

一 当藩ノ僧侶ハ愚ニシテ教化スル事不能ナルヘシノ

一 凡人民ヲ管轄スルニ性質ヲ知ラサレハ差支アリ、賈ニノ売買ヲ禁シ農ニ耕耘ヲ禁スルカ如シノ

一 參詣人ハ願達ニ過キス云、真宗亦此意ヨリノ外ナシノ

一 宗門ヲ可否スルニハ非スト云ヘトモ一ハ許シ一ハ禁ノルハイカンノ

一 宗門ノ性質ヲ尽シ教導ノ職分ヲ尽スヲノ政治ノ妨害トスルヤノ

【8】

无実之誹謗ヲ受候儀ニ付訴

琉球那覇湧田村山城筑登之方寄留

真宗東派本願寺出張

大分県平民

原告人

権少講義田原法水

同前

大分県平民

原告人

教導職試補自見凌雲

被告

琉球藩王尚泰

右原告田原法水・自見凌雲申上候、私／共儀去ル明治九年十月元教部省江届／濟ノ上当藩へ出張布教仕、人民各自ノ望ニ応シ適宜教諭仕候処、当藩真宗／禁止ノ儀ハ元ヨリ承知不仕、且ツ藩庁ヨリ御／達モ無之候、然処今般藩庁ヨリ別紙／写之通り小栗憲一江来書中、私共陰謀^云／ノ文言相見へ、右ハ全ク私共へ悪名ヲ加へ誹謗／候儀ニ有之、右書面本江山相廻リ、本宗教会／公布相成候テハ私共陰謀ノ悪名ヲ蒙リ、／終身ノ名誉ニ関シ教導ノ職分不立／儀ニ付、右无実誹謗ノ悪名删除致度、此／段御裁判被下度奉願候也／

右

明治十一年八月廿日 自見凌雲（印・凌雲）

右

田原法水（印・田原法水）

内務省御出張所長／内務少書記官木梨精一郎殿

【C9】

警視署へ藥品献納願

私共当地江安堵寄留之儀者全ク警視御／各員巡警御保護之厚恩卜深ク奉感戴／候、依之乍些少珍丹紫金錠各五十個／献上仕度御願申上候、右ハ炎雲暑路／御巡回中養氣之一助ニモ相供申度、尚／途間急症之病人有之節ハ救急之予／備ニモ相成可申卜奉存候條、何卒願之／通御許可被成下度、此段御願申／上候也／

那覇湧田村山城筑登之方寄留

明治十一年八月七日 大分県士族小栗憲一（印・小栗憲一）

内務出張所長／木梨少書記官殿

本文藥品等献納之儀者、從來情願二任セ收納致シ／来候処、先般右儀被差止候二付書面却可_下、尚其趣／意タルヤ神妙ノ儀二付参考之為別紙留置卜ノ／口達、川崎四等届 自見凌雲承候／

【C10】

八月廿九日

本月廿日当藩王尚泰江係ル誹謗訴状差出／置候処、今度双方熟談仕別紙之通り和解仕候／條、何卒前訴状御下被成下度此段御願申上候也／

琉球那覇湧田村山城筑登之方寄留

大分県平民

十一年八月廿九日

教導職試補自見凌雲

權少講義 田原法水

内務省御出張所長／内務少書記官木梨精一郎殿

注

1 山城筑登之 田原法水・自見凌雲・小栗憲一らの寄宿所(湧田村)の宿主。最初の仮説教所もここに開設した。なお、筑登之は首里王府の位階名および称号。2 内務省出張所 一八七二(明治五)年九月明治政府は琉球王尚泰を琉球藩王に封じ、薩摩の在番奉行所を外務省出張所と改称して官吏を常駐させた。一八七四(明治七)年七月琉球関係事務は外務省から内務省に移管、外務省出張所も内務省出張所と改称。一八七六(明治九)年五月に内務省少丞木梨精一郎が琉球藩在勤となり、従来藩庁にあった司法権が内務省出張所に接収された。3 木梨少書記官 木梨精一郎(一八四五〜一九一〇年)。沖縄県令心得。一八七六(明治五)年、琉球処分の本格化へ向け内務省出張所の権限が強化された時期に琉球に着任。4 伊藤忠雄 内務出張所官員、内務五等属兼判事補。5 藩庁 琉球藩庁。琉球藩は、厳密には一八七二(明治五)年九月から一八七九年三月までのおよそ六年半にわたる琉球の呼称。一八七二年九月の勅命をもって琉球国が琉球藩と改められ、国王尚泰は藩王に任命、華族に叙せられた。6 田原法水 一八四三〜一九二七年。真宗東本願寺派の僧。豊後国大野郡井田村字長峰の常満寺住職欣浄の二男。矢田希一(速見郡石垣村)が設立した塾で塾長の長南梁(梅外)に、一八六五(慶応元)年に咸宜園で広瀬林外に漢学を学ぶ。一八六八(明治元)年に細川千巖(筑後国竹野郡伯東寺)に、一八七三年に大分小教院で小栗栖香頂(小栗憲一)の兄、咸宜園出身の真宗僧)に仏教を学ぶ。一八七六(明治九)年以降は、琉球布教に従事し、後に那覇に設置された真教寺第一世住職となり、同地での監獄説教や免囚保護事業にも尽力した。7 土語 方言。ここでは琉球語を指す。8 別紙 応接見込一編 判型の異なる本翻刻【A2】甲印〜【A6】戊印か。9 四級 東本願寺の役職としての四級で、大録事という等級になる。なお教導職の等級とは別である。10 小栗憲一 一八三四〜一九一五年。豊後国妙正寺出身。大分善教寺住職。江戸後期から大正時代の学僧。一八七二(明治五)年に東本願寺二世大谷光瑩の欧州視察実現に向けて、石川舜台と計画を立案し、それを成功させた。一八七七(明治一〇)年九月一三日付で外国布教事務掛に任命された。その後宮内省・大蔵省の官界を経て、一八九六(明治二九)年

新設の東本願寺議制局賛察に就任し、清沢満之を支持して渥美契縁と対立する。一八九七(明治三〇)年には真宗京都中学校校長を歴任し、一八九八(明治三一)年には大谷勝尊の韓国訪問に随行した。11**寺務所長** 一八七五(明治八)年一月より一派に寺務所を設置し、職員を九等級に分け、その等級において実務上頂点に立つ者が寺務所長と言われる。議事・執綱がそれに当たる。12**少教正** 教導職の等級で上から五番目。教導職については、注15を参照。13**篠原順明** 一八三六〜一九〇六年。江戸後期から明治時代の僧。近江高山出身。近江観念寺に生まれ、幕末頃に山城円覚寺の養嗣子となる。明治初年の東本願寺改革運動に参画し、大谷派宗政に寄与した。一八七三(明治六)年には本山改正掛となり、一八七五(明治八)年には寺務所長を経て、数度同派執事として教団体制確立に尽力した。14**赤龍丸** 郵便汽船。建造・解体の詳細は不明だが、一八七七(明治一〇)年一月七日より横浜港発の琉球航路に就いている。15**教導職** 一八七二(明治五)年四月設置。全国の僧侶・神官をこれに任じ、政府の発布した三条教則を国民に宣布した。大教正から権訓導までの一四等級に分かれ、一八八四(明治一七)年廃止。16**権少講義** 教導職で下から三番目。17**大教正** 教導職の等級で最上。18**大谷光勝** 一八一七〜九四年。江戸後期から明治時代の僧。東本願寺二世。明治維新时期には一八六八(明治元)年に朝廷奉戴の誓紙を提出、自ら巡錫して政府へ金や米を献納して忠誠を示した。一八六九(明治二)年には北海道開拓を請け負い、門徒の移住・開拓・教化を推進した。一八七二(明治五)年にその功績が認められ、華族に列せられ、教部省設置の際には権少教正から大教正へと補任された。19**藩王尚泰** 第二尚王統一九代の王。一八四三〜一九〇一年。尚育王の第二子として生まれ一八四八(嘉永元)年六歳で即位。明治政府の「琉球処分」により琉球王国最後の国王となった。20**經典三部** 浄土三部経のこと。『無量寿経』・『観無量寿経』・『阿弥陀経』。21**妙典一部** 『教行信証』か。22**応仁元年** 一四六七年。朝鮮にオームとクジャクを贈る。23**朝鮮王李瑈** 世祖(一四一七〜一四六八年)。李氏朝鮮王朝第七代の王。24**尚徳** 一四四一〜一六九年。第一尚王統七代の国王(在位一四六一〜一六九年)。25**文龜二年** 西暦一五〇二年。円覚寺の前に円鑑池を掘り経堂を建て、朝鮮李瑈から賜った方冊藏経を納めた。26**尚真王** 在位一四七七〜一五二六年。第二尚王統三代目の王。中央集権政策を断行して王国の基礎を固め、七堂伽藍を具備した円覚寺を創建して「仏心天子」と称された。27**島津忠昌** 一四六三〜一五〇八年。室町時代後期の薩摩・大隅・日向の守護。28**僧桂庵** 桂庵玄樹(一四二七〜一五〇八年)室町時代後期の臨済宗聖一派の禅僧。29**華族** 明治以降の特権的貴族制度。一八六九(明治二)年の版籍奉還に伴って、公卿・諸侯を華族と称する華族制度が始まった。一八七二(明治五)年に、明治政府は琉球国王尚泰を琉球藩王に封じて華族とし、東京に藩邸を与えた。30**管長** 一八七二(明治五)年四月に全僧侶・神職を教部省所属の教導職として任命し、国民の教化をさせ、六月に仏教各派に管長を置いた。これは教導職を管轄する長官という意味である。政府は一八七四(明治七)年三月に各派一管長制をとったが、東西両派・専修寺・錦織寺四派でしばらくは四派一管長、一八七六(明治九)年九月に興正寺派を加えて五派一管長を立てたが、一八七七(明治一〇)

年一月に教部省を廃止したことに伴い二月に別個の管長となった。31**第四王英祖** 在位一二六〇～九九年。英祖王統（一二六〇～一三四年）の初代王。32**僧禪鑑** 英祖王の時、南宋の咸淳年間（一二六五～一二七四年）に漂着。英祖王は彼を尊信して精舎を浦添城の西に構え極楽寺と称し、禪鑑を開基とした。33**極楽寺** 英祖王は浦添に墓を築いて極楽山と称し、さらに精舎を浦添城の西に構えて極楽寺と称し、禪鑑を住まわせた。これが琉球における仏寺建立の初めと言われる。34**第九王察度** 察度王統初代王、一三五〇年即位。初めて中国（明）へ朝貢した王。35**僧頼重** 頼重法印（？～一三八四年）。真言宗の僧。薩摩防津から渡来し、琉球で入滅したことしか明らかでないが、真言宗の僧であるところから護国寺の開山と見なされた。36**護国寺** 真言宗。現在的那覇市若狭一丁目にある真言宗第一の巨刹。開山は頼重法印で察度王時代（一三五〇～九五五年）の創建と伝えられる。37**第十五王金福** 第一尚王統五代の王。在位一四五〇～五三年。初代巴志王の第六子にして四代思達王の叔父。五三歳で即位。冊封使を迎えるため、那覇・安里間の海中道路（長虹堤）を国相懐機に命じて築造させ、完成後に長寿寺を創建した。38**長寿寺** 禅宗。那覇市松下町にあった寺。長虹堤を築造した懐機が一四五二（享徳元）年に創建。首里円覚寺の末社であったが、後に私寺となつて真言宗に改められた。39**第十六王泰久** 一四一五～六〇年。第一尚王統六代の王。一四五四年即位。広厳・普門・天龍の三寺を芥隠のために建て、さらに天界・建善・相国寺を創建、各寺に梵鐘を鑄造寄進するなど仏教興隆に尽力、「仏法之名君」と称された。40**芥隠** ？～一四九五年。明の景泰年間（一四五〇～五六年）に京都から琉球に渡来した禅僧。尚泰久・尚円・尚真各王の信頼を得、黒衣の宰相的存在として琉球仏教界の発展に貢献。円覚寺の初代住職。41**広厳寺** 禅宗。天龍・普門二寺と共に、明の景泰年間に尚泰久王が芥隠のために那覇若狭に創建した寺。42**普門寺** 禅宗。広厳・天龍二寺と共に、明の景泰年間に尚泰久王が芥隠のために那覇久米に創建した寺。43**天龍寺** 禅宗。広厳・普門二寺と共に、明の景泰年間に尚泰久王が創建した寺。場所不明。44**円覚寺** 禅宗（臨済宗）。琉球禅宗の総本山。第二尚氏王統の菩提寺で琉球随一の巨刹。一四九二年に着工、三年後に竣工。京都五山系の芥隠が開山住持。45**崇元寺** 禅宗。円覚寺の末寺。歴代国王の廟寺院で那覇市泊に寺跡がある。建立年代は諸説あるが、尚巴志王時代の明の宣徳年間（一四二六～三五五年）が有力視されている。46**舜天王** 一一六六～一二三七年。琉球王国初代の王。歴史書に一一八七年即位とあるが、その実在性は疑わしい。47**守礼之邦** 守礼門の楣の間に掲げられた扁額の四文字。一六六四年尚質王の時より常時掲げられるようになった。48**正五位** 明治維新に際して、律令時代からの位階制度を改正し、一八六九（明治二）年七月に一位から八位まで正従合わせて十六階に大少初位を加えて十八階を定めた。八月に正従の九位を入れ二十階を設けたが、正一位と大少初位は虚位とした。つまり正五位は従一位から数えると八番目となる。49**尚円王** 一四一五～一四七六年。第二尚王統初代の王。一四六九年第一尚王統を滅ぼし、翌年即位した。50**金剛** 金剛寺のこと。『琉球一件帳』（一八世紀）によれば、王府時代の首里二〇カ村の一つ大鈍川村にあった。『近世地方経済史料』第一〇巻には、禪家隠居寺として扶持米の支給が確認

される。51**報恩** 報恩寺のこと。臨濟宗の寺。『琉球神道記』巻第四には「釈迦牟尼仏ヲ安置奉ル道場」とみえる。52**慶長ノ国難** 一六〇九（慶長一四）年に島津が琉球を侵略した事件。薩摩侵入、慶長の役ともいう。53**僧雪岑** 薩摩国臨濟宗寺院広濟寺の僧。一五七〇（永祿二三）年三月、島津氏は琉球による漂着民送還の返礼を受けて雪岑を使者として琉球に送った。54**菊隠** 西来院ともいう。禅僧。？一六二〇年。琉球円覚寺の一八代住持。薩摩の侵略の際、和議の使者として派遣され、降伏後は第二尚王統七代の尚寧王（一五六四―一六二〇年）の江戸連行に随従し、帰琉直前に薩摩から三司官に任命された。55**四月八日ノ灌仏会** 陰暦四月八日に釈迦誕生の像を洗浴する儀式。56**七月十五日孟蘭盆会** 「盂蘭盆会」は盆のこと。一般に七月一日より一日か一日まで行われる先祖の霊を迎え祀る行事。57**仏名会** 二月一日より三日間、禁中や諸寺院で仏名経を誦し、三世十方の諸仏の名号を唱えて罪障を懺悔する法会。58**貞享** 霊元・東山両天皇の時の年号。一六八四―一六八八年。59**寺社奉行** 仏寺・神社に関する行政全般を担当する機関。60**永享四年** 一四三二年。61**尚巴志** 一三七二―一四三九年。第一尚氏王統二代の王。初めて統一王朝を建てた。当時の琉球は南山・中山・北山の三山に分立していたが、南山の紛争に乗じて島添大里按司を滅ぼし、中山王武寧が家臣の信用を失ったことを機にこれも滅ぼし、父思紹を中山王とした。次いで北山、南山を滅ぼして琉球を統一した。一四二一年に父の死去に伴い中山王となり、一四二五年に冊封使柴山が来琉して冊封を受けた。62**支那人柴山** 生没年不詳。一四二五年明の仁宗の勅諭を奉じて来琉し、尚巴志を琉球国中山王に冊封した。これ以外にも一四二六年、一四三〇年、一四三三年に琉球に訪れて物品を購入している。最後の来琉の目的は、断絶した日明間の国交回復もあり、日本国王宛宣宗宣徳帝の勅諭を琉球国王から転送交付させることとした。一四三〇年には琉球に大安禅寺、一四三四年に天妃宮を重修し、千仏霊閣を建立している。63**千仏霊閣ヲ創建**・・・千仏霊閣は大安禅寺に建てられた高閣で、波上のあたりに大安禅寺と千仏霊閣と天妃宮が鼎立していたと考えられている。64**弘正二年** 宝徳二年か。この年は一四五〇年で芥隠が来琉したであろう年である。弘正が年号として使われたことはない。65**日秀** 一五〇三―一五七七年。真言宗の僧。上野国出身。尚清王（在位一五二七―一五五年）の嘉靖年間（一五二二―一六六年）に補陀落浄土を求めて小舟で琉球に漂着したと伝えられる。金武観音寺を創建し、弥陀・薬師・観音の三像を作って護国寺に安置したり、主に庶民教化に努めた。二〇年ほど滞在したのちに薩摩に移り、日当山三光院で入滅した。66**袋中** 一五五二―一六三九年。浄土宗僧。弁連社入観、良定ともいい、袋中の名が最も知れ渡っている。陸奥国磐城郡出身。同国能満寺で出家し、二五歳の時に増上寺で白旗派の奥義を極め、一五八一（天正九）年帰郷して成徳寺一三世となる。一六〇三（慶長八）年に明へ渡って新しい経論を手に入れようとしたが、琉球に漂着。尚寧王の帰依を受け桂林寺に住しながら、庶民に念仏の教えを説いた。馬幸明の懇請で『琉球神道記』や『琉球往来』を著した。一六〇六（慶長一一）年に帰朝して京都三条川端に法林寺を創建するかたわら、京都・奈良で著作活動に勤しみ、八八歳で入滅。近世浄土宗発展に多大な功績を残した。67**旧教部省五年第十号**

「第十号 府県各管内於社寺説教執行為致候旨申六月第三号之通及布達候処地方模様ニ依り平民之居宅タリトモ示談之上相對ヲ以借受致説教候儀モ可有之候條於各府県其旨相心得出願之者有之候節ハ其事実取札支替之筋無之者聞届可申事」68田原法水此地・・・本翻刻『真宗総合研究所研究紀要』第三八号所収「綴込」(前)【B83】にも「明治九年教部省へ伺出」とあり、善教寺蔵『琉球出張対辨筆記秘密実録』でも明治九年一〇月となっているので、明治九年に教部省へ届け出たと思われる。一〇月の届出となっているが、この時田原は布教の補助を請うために鹿児島へ渡っており、その際に提出したのではないかと考えられる。なおこの届は現存が確認されていないが、上海への布教届は現存している。69鹿児島県ノ開教 薩摩藩においては戦国時代に領主島津氏によって真宗が禁止されて以後、その政策を永く堅持し明治に至るまで解禁をみなかった。明治四年、廃藩置県の制度が設けられたので、薩摩藩は鹿児島県となり藩政は廃止されたが、真宗禁止の制はなお存続した。明治九年、政府は信教の自由の立場を明らかにしたが、これにもなつて鹿児島県において同五月に「各宗旨の儀自今人民各自の信仰に任せ候」ことが布達された。70顕教二公 顕如と教如のこと。顕如(一五四三〜一五九二年)は安土桃山時代の真宗僧。本願寺一世。教如(一五五八〜一六四四年)は、安土桃山・江戸前期の真宗僧。東本願寺二世。顕如の長男。石山合戦で活躍した。71真宗講社 經典の講究をする集會を講會と称したが、転じて寺院で修する法會を指し、さらに宗教的集團組織を意味するようになり、その集會を講、御講という。講社もこれにあたる。72真教二諦相資 真俗二諦のこと。真宗では、真諦とは極樂往生の教法を指し、国会社会において遵守すべき世間的教法(王法為本・仁義為先)を俗諦とし、この二諦は相依り相資けるものとされる。73王法ヲ先トシ仁義ヲ本トシ 王法とは王が定めた法の意で、国家の理念や法律などを総称し、その時代の制度・道徳。習慣を含めた世俗の掟をいう。仁義とは、人が修めるべき道、人倫の道として儒教の重要な徳目である。真宗では仏法(信心)を重んじ(仏法為本・信心為本)、王法・仁義といった世俗的なことは対峙させたが、教団の発展に伴い支配権力との摩擦が生じたため、本願寺八世の蓮如が門徒に消息(『御文』)を宛て諫めた。『御文』第四帖第一通では、「しかればわが往生の一段においては、内心にふかく一念発起の信心をたくわえて、しかも他力仏恩の称名をたしなみ、そのうえにはなお王法をさきとし、仁義を本とすべし。」(『真宗聖典』八一四頁)とみえる。74執事 一八七五(明治八)年五月に寺務所をさらに整備し、職員等の級を一四等に分け最も上の執事の下に、議事の上に執事を置いた。75訓導 教導職の等級で下から二番目。76三島秀亮 生没年不詳。真宗東本願寺派の僧。77二諦ノ宗義 注2参照。真宗の教である真諦が車の両輪・鳥の両翼の如く世俗的な俗諦と強く結びつく教義。78王法為本 注73参照。79仁義為先 注73参照。80現当二世ノ利益 現益と当益のこと。現世で受ける利益を現益、当来(来世)で受ける利益を当益という。真宗では、現世にて悟りが決定している位を得ること(正定聚に入る)≡現益と、来世(浄土)において大般涅槃を悟るという当益を説く。81信仰 信仰と同義。神や仏などを信じて尊ぶこと。82里主所湧川規雲上 里主所は、那覇四町を総裁し旅役事務を管理す

る所。湧川は今婦仁村の字。親雲上は首里王府の位階の名称で親方の下で筑登之の上にあたる。親雲上は通例一ヶ村を所領する脇地頭で采邑の名を冠して、某親雲上と唱える。83中村渠筑登之 仲村渠は玉城村東部の字。84親里親雲上 伊舎堂盛英（一八四二～一九〇六年）のこと。琉球処分期の首里士族。琉球処分時には親里姓を称し、後、家督を継いで伊舎堂を称した。一八七九（明治一二）年の琉球処分過程では、松田道之らと交渉にあたった。琉球処分後は尚泰の上京に随行し、尚家の家扶となった。85明治九年中支那朝鮮布教二際シ・・・一八七六（明治九）年に谷了然・小栗栖香頂らが上海別院を建立、一八七七（明治一〇）年に奥村円心が釜山布教所を設置して海外布教に着手している。86文教部省へ届出テ・・・注68参照。87巨大ノ金ヲ・・・一八七八年二月一日に熊本県に病院設置を願ひ出て、二五日にその許可が出ている。これは西南戦争で一般民衆が病院で受診できなくなったことに由来する。その他施薬所を設けたりしている。88大政府ノ法律 一八七六（明治九）年五月沖繩の裁判事務は内務省出張所に於て行ふべき旨の太政官令を以て布達し、藩内人民相互間に起る刑事事件は藩庁が訊して内務省出張所の裁判を求め、藩内人民相互の民事事件及び藩内人民と官民の別なく、他府県人民との間に起きた民事事件はただちに内務省出張所で取扱ふこととなった。89新律綱領改定律 琉球王国の刑律典。科律ともいう。一七八六年に成立。大清律を母法とし、日本の刑書、琉球固有の慣習なども考慮に入れて編纂された。一八三一年にはこれを補うものとして新集科律も制定され、一八六〇年には琉球科律・新集科律を抜粋した『法条』が制定され、犯罪防止のため民衆に読み聞かせた。90廿年前二於テモ・・・一八五四（安政元）年に起つた仲尾次政隆の法難事件。真宗信仰が露見し、政隆は八重山へ無期の流刑。信徒三〇〇名以上が処罰された。91井上玄道 生没年不詳。真宗東本願寺派の僧。92当藩飢饉二及ヒ焼酎製作禁止ノ時 琉球国では、災害や飢饉時に泡盛の原材料となる穀物を確保するため、酒造を禁じた。三司官を勤めた伊江親方朝睦の日記『伊江親方日々記』（旧暦一七八四年三月二日条）には、「世上穀物餘り高直ニ相成、諸士・百姓困窮之体候間、焼酎作り候儀御禁止被仰付度与、十五人吟味を以被申出候」と、伊江親方が、穀物高騰に苦しむ万民救済のために焼酎造酒禁止の上申がみえる。上申を受けて、王府内部で議論され、酒造禁止となった。93徳川家ノ耶蘇教・・・江戸幕府のキリスト教信仰禁止令のこと。禁教令とも。94蓮如ノ金言・・・「国アラハ守護・・・本トスヘシ」は、蓮如『御文』第四帖第十三通には「国どころにあらば、守護地頭にむきては疎略なく、かぎりある年貢所当をつぶさに沙汰をいたし、そのほか仁義をもつて本とし（後略）」（『真宗聖典』八二～八三頁）とみえる。また「定メオカセラル、・・・」は、蓮如『改悔文』に「このうえはさだめおかせらるる御おきて、一期をかぎりまもりもうすべく候う。」（『真宗聖典』八五三頁）とみえる。真宗信徒の宗とは、国法も宗祖の教えも大切に守ることだ主張している。95珍丹 漢方薬に六珍丹なるものがあり、このことか。96紫金錠 漢方薬の興奮剤の一種。気つけや酒酔、船酔などに用いた。金銀箔をつけた錠剤。97親見世 外国貿易に関する事務のほか、那覇の行政並びに警察事務の処理がなされた役所のこと。98先年外国教師被御貸渡相成・・・

プロテスタント宣教師のベッテルハイム（一八一〇〜一七〇年）が、一八四六年に琉球に派遣され、護国寺を拠点に八年間滞在し伝道活動を行った。99公裁 おおやけの裁きや裁判。100輿論 世間一般の人の意見。101備瀬親雲上 備瀬知恒（一八二〇〜一七八年）。江戸期に那覇において真宗の布教活動を行った仲尾次政隆（一八一〇〜一七一年）の門下。一八五四（安政元）年に同様の真宗門徒弾圧があったが、仕事で奄美大島におり難を逃れ、その後九年間島々を転々とし潜伏を続け、一八六一（文久元）年に帰郷した。当初は田原らの活動に対しては距離をおいたような行動をとっていたが、その後田原らの布教活動を手助けしたようだ。なお弾圧された者としては最も刑が重い八重山島へ一〇年の流刑となり、その移送中に溺死した。102田原法水等ノ言語ヲ・・・琉球の言語を用いて布教する様子は清原競秀の日記『日々琉行之記』（福岡県小郡市三沢光明寺蔵）に詳しい。これを翻刻したものが『神女大史学』第三四号（二〇一七年）に所収されている。103日曼政府 日耳曼（ゼルマン）政府のことか。104島津義久 一五三三〜一六一一年。徳川政権下の二六〇三（慶長八）年以來琉球の来聘交渉に従事。その反面琉球出兵時は消極的立場をとった。105神道記 『琉球神道記』。一六〇三（尚寧一五）年から三年間那覇に滞在した袋中が著した書物。106宗門改 キリシタン宗門改めの略。キリシタン禁制の目的で実施された宗旨調査。107切支丹宗門 キリスト教のこと。キリスト教信仰者のことをキリシタン（切支丹）という。108昨年鹿児島ノ乱 一八七七（明治一〇）年の西郷隆盛等による西南戦争。109辻村 那覇にあった公娼地帯。一六七二（尚貞四）年に摂政羽地朝秀によって遊郭が作られ、一七四四（昭和一九）年の空襲で焼失してその歴史を閉じた。羽地は対外国人政策と一般婦女子を守る風紀維持の面から辻を創設した。110先年仏国運艦ノ応接 明治一〇年に木梨が一旦東京に戻っていた際にフランスの軍艦が那覇へ入港し、風情を調査しようとしたが、木梨の留守を預かっていた内務権大録の白瀬則敏がこれに応じて帰らせた。111松田大丞ノ応接 松田道之は一八七五年と一八七九年に二回の計三回、琉球に渡って「処分」を言い渡しているが、これは一八七五年のことを指すと思われる。112拙者ノ応接 琉球の藩吏が内務省出張所の許可なく清国へ密航したことに対して行われた一八七七年一月の会談のことか。113本願寺ノ応接 今回の一八七八年八月二日と二三日に行われた藩庁と大谷派の会談。114両属ノ名義ヲ消滅シ 所謂「琉球処分」のこと。明治政府のもとで、琉球が日本の近代国家のなかに強制的に組みこまれる一連の政治過程をいう。この過程は一八七二（明治五）年の琉球藩設置を始期とし、七九年の廃琉置県をへて、分島問題が起る翌八〇年を終期とする前後九年間にまたがっており、また、明治政府の方針が強権をもって一方的におしつけられる形で事が運ばれており「処分」といわれるゆえんである。これによって琉球王国は滅び、沖縄県となった。115紺地縞細上布 上布とは上等の麻布のこと。藍染の八重山上布を指すか。

主要参考文献

- 伊波普猷『浄土真宗沖繩開教前史―仲尾次政隆と其背景』（一九二六年、同復刻版、榕樹書院、二〇一〇年）
- 柏原祐泉『近代大谷派の教団―明治以降宗政史―』（東本願寺、一九八六年）
- 川邊雄大編『浄土真宗と近代日本―東アジア・布教・漢学』勉誠出版、二〇一六年
- 菊山正明『琉球処分における裁判権接収問題と真宗法難事件』（『琉球大学教育学部紀要』第二七集第一部、一九八四年）
- 金城正篤『琉球処分論』沖繩タイムス社、一九八〇年（初版一九七八年）
- 玉代勢法雲『真宗法難史』布哇仏教会、一九二八年
- 玉代勢法雲『遠慶宿縁』マカレー本願寺、一九五三年
- 知名定寛『沖繩宗教史の研究』榕樹社、一九九四年
- 知名定寛『琉球仏教史の研究』榕樹書林、二〇〇八年
- 徳重浅吉『維新政治宗教史研究』歴史図書社、一九七四年（初版一九三五年）
- 山口輝臣『「信教自由」と「国禁」―琉球藩・浄土真宗・内務省―』（鳥海靖・三谷博・西谷誠・矢野信幸編『日本立憲政治の形成と変質』吉川弘文館、二〇〇五年）
- 来如雀・渡嘉敷錦水『欽楽郷辻の今昔 琉球辻情話』沖繩郷土文化研究会、一九七〇年（初版一九三六年）
- 『私の戦後史』第四集、沖繩タイムス社、一九八一年
- 『沖繩大百科事典』沖繩タイムス社、『琉球史辞典』琉球文教図書、『那覇市史・資料篇』沖繩市役所、『沖繩県史 資料篇』国書刊行会、宮城栄昌・高宮廣衛編『沖繩歴史地図（歴史編）』柏書房、新城俊昭、『ジュニア版琉球・沖繩史』編集工房東洋企画『国史大辞典』吉川弘文館、藤島達朗他編『東方年表』平楽寺書店、教学研究所編『近代大谷派年表・第二版』東本願寺、『真宗人名辞典』法藏館、『真宗新辞典』法藏館、琉球・沖繩関係貴重資料デジタルアーカイブ（琉球大学附属図書館）。
- （注は、高桑優和『大谷大学大学院生』・八尾菜奈果〔同〕・渡邊誠〔同〕が作成し、福島・知名・川邊・長谷による協同研究会で検討を加えた。）